社外役員の選任及び独立性に関する基準

(目的)

第1条 本基準は、当社における社外取締役及び社外監査役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的と する。

(社外取締役)

- 第2条 社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。
 - 1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
 - 2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
 - 3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査役)

- 第3条 社外監査役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。
 - 1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識 と豊富な経験を有する者
 - 2. 会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
 - 3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性)

- 第4条 当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 - 1. 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者) 又はその業務執行者である者
 - 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 - 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 - 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査 業務を担当している者
 - 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法 書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組 合等の団体である場合は、その団体に所属する者)
 - 6. 当社の主要借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が 記載されている借入先)又はその業務執行者である者
 - 7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者である者)
 - 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 - 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る。)の二親等以内の親族
 - 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)の二親等以内の親族
 - 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 - 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
 - ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、 直ちに当社に告知するものとする。
 - ③ 本条において「当社を主要な取引先とする者」とは、直前事業年度における当社から当該取引先への支払 額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。
 - また、「当社の主要な取引先」とは、直前事業年度における当社への当該取引先からの支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者をいう。
 - 附 則 本基準の改廃は、取締役会の決議によるものとする。